

JOYFITあんしんサポートご利用方法

お見舞金サービス

万が一、施設内で怪我・事故に合っしまい入院・通院をしてしまった場合。

STEP 1

通われているフィットネスクラブ
施設のフロントにて、見舞金
(保険金) 請求書を受領

STEP 2

医療機関から発行される
証明書・領収書を添付し、
フィットネスクラブ施設の
フロントへ提出

STEP 3

金融機関の審査をもって、
ご指定の口座へ見舞金が
給付されます

JOYFIT Club Off

スマホ画面提示でご利用いただけるファミレス、ファストフードのグルメクーポンや、
期間限定の抽選プレゼントキャンペーンなど、日常生活をより一層お得にお過ごしくささい!

1

JOYFIT Club Offにアクセス



ジョイフィット クラブオフ 検索
<https://www.club-off.com/joyfit>



スマホは
こちら

2

ログイン

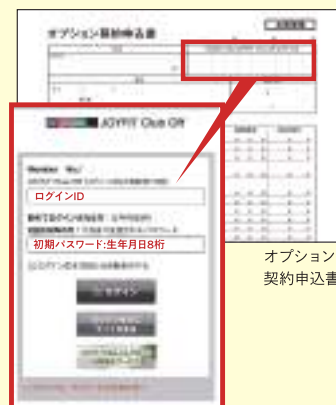
ログインID

「オプション契約申込書」に
記載のMember No/
JOYFIT Club Off ログインID
(半角数字10桁)

初期パスワード

生年月日8桁
例) 1980年12月1日の場合
→ 19801201

※初回ログイン時に、
パスワードの変更が必要です。



オプション
契約申込書

個人賠償責任保険のご案内

日常生活で他人に怪我をさせたり、他人のものを破損した際、
法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円を補償させていただく内容となります。

各種
お問い合わせ先

お見舞金サービス

0120-61-9031

受付時間 9:00~17:30
(土・日・祝・年末年始除く)

JOYFIT Club Off

0800-100-9121

受付時間 10:00~18:00
(年末年始除く)

個人賠償責任保険

0120-61-9031

受付時間 9:00~17:30
(土・日・祝・年末年始除く)

詳しいサービス内容は、こちらからご確認ください▶



JOYFITあんしんサポート 会員規約

【JOYFITあんしんサポート 会員規約】

第1条 (適用関係)

- ・この会員規約(以下「本規約」といいます。))は、株式会社ヤマウチ(以下「当社」といいます。))が、株式会社リクラブ(以下「提携会社」といいます。))と業務提携し、運営する「JOYFITあんしんサポート」(以下「本サービス」といいます。))の提供及びその利用に関して適用されます。
- ・当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規程や利用上の注意などの諸規定(以下「諸規定」といいます。))を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
- ・本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条 (サービス内容)

- ・本サービスはスタンダードプラン及びVIPプランのいずれかを会員が選択し、利用できるとします。各種プランは以下のサービスから構成されます。

スタンダードプラン

- ①お見舞金サービス スタンダードプラン
- ②JOYFIT Club Off(会員優待サービス) スタンダード会員

VIPプラン

- ①お見舞金サービス VIPプラン
- ②JOYFIT Club Off(会員優待サービス) VIP会員

- ・提携会社はお見舞金サービスの提供に関わる業務を株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズへ委託することがあります。この場合、当社および提携会社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員などの個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

第3条 (会員)

- ・「会員」とは、本規約および「お見舞金サービス規程」とJOYFIT Club Offを利用するために必要な「Club Off Alliance会員規約」に同意の上、当社所定のオプション契約申込手続を行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。
- ・当社の運営するクラブにおいて入会申込を行い、当社がこれを承諾した場合に限り本サービスの会員になることができるものとします。

第4条 (本サービスの利用)

- ・会員は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- ・当社は、会員1名につき1つのMember No(以下「会員番号」といいます。))を発行します。
- ・本サービスを利用する場合には、会員番号または会員であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。
- ・会員は、本サービスの利用にあたり本規約および諸規定を遵守するものとします。

第5条 (会員優待サービスの内容)

- ・会員は、JOYFIT Club Off専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設などを優待価格で利用することができます。
- ・VIPプラン会員は、無償でJOYFIT Club OffのVIP会員権限が付与されます。

第6条 (会員優待サービスの利用)

- ・JOYFIT Club Offは、本サービスに入会した会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、JOYFIT Club Off専用ホームページに掲載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
- ・会員は、オプション契約申込書に記載された会員番号10ケタのログインID及び当社の運営するクラブ入会時に登録した生年月日8ケタの初期パスワードで、JOYFIT Club Off専用ホームページにログインすること、または本サービスの「パンフレット」に記載された、JOYFIT Club Off専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第7条 (変更・休止など)

- JOYFIT Club Offは、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

第8条 (個人情報の取り扱い)

- ・当社および提携会社は、本サービスの申込または利用などを通じて知り得た会員の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- ・会員は、会員などの個人情報を当社および提携会社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - ①利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - ②本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - ③本サービスを他当社および提携会社のサービスなどの改善などに役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ④本サービスの利用状況や会員の属性などに応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑤関連サービスや商品の情報を提供するため
- ・当社は、業務遂行上必要な範囲で提携会社にて会員などの個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

第9条 (登録情報の変更)

- ・会員は、当社に届け出た連絡先・住所などの情報(以下「登録情報」といいます。))に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- ・登録情報及びプランの変更は、原則として会員の申し出により当社所定の手続きをもって行うものとします。
- ・登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員または利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第10条 (退会・会員資格の取消し)

- ・会員が退会を希望する場合には、当社所定の退会手続きを行うものとします。
- ・会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ①加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - ②本規約または諸規定の定めに関連した違反行為
 - ③不要な問合せや悪質ないたずらなどで本サービスの業務に支障をきたした場合
 - ④暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、または密接な関係を有する場合
 - ⑤その他、当社が会員または利用者として不適切とみなした場合

第11条 (禁止事項)

- 会員は本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。
 - ①本サービスを営利目的での利用、または本サービスを通じての営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為
 - ②本サービスに係る個人・法人・団体などを誹謗中傷する行為
 - ③本サービスに係る個人・法人・団体などの著作権、肖像権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
 - ④本サービスに係る個人・法人・団体などに不利益または損害を与える行為、及び与える恐れのある行為
 - ⑤当社にて付与する会員番号、パスワードを不正利用及び流出する行為
 - ⑥政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
 - ⑦犯罪、反社会的行為を含む、公的風俗に反する行為、またそれに関連する行為
 - ⑧当社のシステムに対しての不正アクセスやウイルスなどの有害なプログラムを使用する行為またはそれに関連する行為
 - ⑨法令に違反する、または違反する恐れのある行為
 - ⑩他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し弊社が不適切と判断する行為

第12条 (規約の追加変更)

- 本サービスの運営上、この会員規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上などで告知するものとします。

第13条 (免責)

- 当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

【お見舞金サービス規程】

第1条 (目的)

- ・本規程は、JOYFITあんしんサポート(以下「本サービス」という。))に加入した顧客(以下「会員」という。))を対象に対象施設内において被った傷害または盗難の事故につき、お見舞金サービスを定めます。お見舞金サービスは、提携会社を保険契約者とし、会員の皆さまを被保険者(保険の補償を受けられる方)とする保険契約を締結してご提供します。従いまして、見舞金は保険金として保険会社から支払われます。
- ・本サービスのスタンダードプラン会員にはお見舞金サービス スタンダードプラン(以下「スタンダードプラン」という。))、VIPプラン会員にはお見舞金サービス VIPプラン(以下「VIPプラン」という。))を適用します。

第2条 (用語の定義)

- 本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。
 - ①「事故」とは、対象施設内において発生した外部的要因による急激かつ偶然な損害、傷害をいいます。
 - ②「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く)を含みます。
 - ③「入院」とは、医師による治療が必要な場合で病院などの管理下のもと治療に専念することをいいます。
 - ④「通院」とは、医師による治療が必要な場合で病院などへ通い、治療に専念することをいいます。
 - ⑤「盗難」とは、強盗、窃盗の侵入盗をいいます。
 - ⑥「対象施設」とは、当社及び当社の指定する企業が運営または管理する国内にあるスポーツクラブの施設(施設の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含む)をいいます。

- ⑦「対象物」とは、本規定第5条盗難見舞金に記載のものをいいます。
- ⑧「対象期間」とは、本サービスに加入申込をした当日から本サービスの退会までをいいます。ただし、事故による通院については、事故発生日から6ヶ月までとし、その後は通院日数に含めません。

第3条 (見舞金を支払う場合)

- 会員は下記の条件に当たる場合に、見舞金を受け取ることができるものとします。

- ①入院見舞金……………対象施設内において事故により会員がその身体に傷害を被り、その治療の為に医療機関に入院した場合
- ②通院見舞金……………第2条②の傷害であり、その治療の為に医療機関に通院した場合
- ③盗難見舞金……………対象施設内において見舞金の対象物が盗難に合い、警察に盗難届を出し、受理された場合。ただし、次条に定める場合を含め、本サービスの趣旨に反する事情がある場合、または虚偽の申告が発覚した場合はこの限りでない。

第4条 (見舞金を支払わない場合)

- 会員は下記の事情がある場合、見舞金が支払われないことについてあらかじめ承諾するものとします。

- ①会員の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③会員の脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害
- ④会員の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体障害
- ⑤大気汚染、核燃料物質、水質汚濁などの環境汚染
- ⑥地震、噴火または津波
- ⑦腰痛、頸部症候群(むちうち症)、疲労などにおける他覚症状のない場合
- ⑧治療根拠のないもの
- ⑨対象物が対象施設外にある間に生じた盗難
- ⑩会員が事実と異なる申告(報告)をした場合
- ⑪同部位・同症状の場合
- ⑫接骨院、整骨院での治療の場合
- ⑬退会後の通院・入院の場合
- ⑭治療中に発症した別部位の怪我

- その他、上記各項に定める内容と同視し得る事情がある場合、及び会員の疾病および既往症と認められる場合については、見舞金は支払われないものとします。

第5条 (見舞金の額)

- ・会員に対して支払われるスタンダードプランの見舞金額は、以下の通りとします。

スタンダードプラン		
見舞金種類	見舞金額	
入院見舞金 (入院数別)	31日以上	100,000円
	15日以上 30日以内	50,000円
	8日以上 14日以内	30,000円
	1日以上 7日以内	20,000円
通院見舞金 (通院数別)	31日以上	50,000円
	15日以上 30日以内	30,000円
	8日以上 14日以内	20,000円
	1日以上 7日以内	10,000円
盗難見舞金	スポーツシューズ(ペア)	3,000円
	自転車(1事故につき)	5,000円
	腕時計などの貴金属(1事故につき)	5,000円
	財布(1事故につき)	5,000円
	ヨガマット(1事故につき)	3,000円
	スポーツウェア(1事故につき)	3,000円
	テニスラケット(1事故につき)	3,000円
	ゴルフクラブ(1事故につき)	3,000円
	携帯電話・スマートフォン(1事故につき)	5,000円
	車の鍵(1事故につき)	5,000円
	水着(1事故につき)	5,000円

- * 貴金属とは、腕時計、指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアスのことをいいます。
- * 見舞金の支払対象期間は、事故発生日から6ヶ月以内に限るものとします。
- * 1事故あたり、会員に対して支払われる見舞金の上限は、100,000円までとします。
- * 年間で身体の一部同一部位、同症状による見舞金支払いは1回までとします。
- * 通院・入院に関する見舞金は医療機関に入院、または通院した日数(回数)をお支払いの範囲とします。

- ・会員に対して支払われるVIPプランの見舞金額は、以下の通りとします。

VIPプラン		
見舞金種類	見舞金額	
入院見舞金 (入院数別)	8日以上	100,000円
	1日以上 7日以内	40,000円
	15日以上	100,000円
	8日以上 14日以内	50,000円
通院見舞金 (通院数別)	1日以上 7日以内	20,000円
	スポーツシューズ(ペア)	5,000円
	自転車(1事故につき)	5,000円
	腕時計などの貴金属(1事故につき)	5,000円
盗難見舞金	財布(1事故につき)	5,000円
	ヨガマット(1事故につき)	3,000円
	スポーツウェア(1事故につき)	3,000円
	テニスラケット(1事故につき)	5,000円
	ゴルフクラブ(1事故につき)	5,000円
	携帯電話・スマートフォン(1事故につき)	5,000円
	車の鍵(1事故につき)	5,000円
	水着(1事故につき)	5,000円
	バッグ(1事故につき)	5,000円
	外履用シューズ(ペア)	5,000円
	携帯ゲーム(1事故につき)	5,000円
	ヘルメット(1事故につき)	5,000円
	キックボード(1事故につき)	5,000円

- * 貴金属とは、腕時計、指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアスのことをいいます。
- * 見舞金の支払対象期間は、事故発生日から6ヶ月以内に限るものとします。
- * 1事故あたり、会員に対して支払われる見舞金の上限は、100,000円までとします。
- * 入院・通院見舞金の支払いに関して、同一部位、同一症状の傷害に対しては年1回までとします。
- * 通院・入院に関する見舞金は医療機関に入院、または通院した日数(回数)をお支払いの範囲とします。

第6条 (見舞金の請求)

- 会員が見舞金の申請を行う場合、次に掲げる書類を運営者に提出する必要があります。

- ①見舞金(保険金)請求書
- ②証明書(医療機関の証明書または領収書、盗難の場合、警察からの受理番号)
- * 医療機関の診断書の提出を求める場合も含みます。
- ③その他見舞金請求に必要な書類(入会申込書、会員登録完了メールなど)

第7条 (規程の改廃)

- 本規程は、会員の承諾無しに改定または廃止する事ができるものとします。

(2018年1月1日 制定)
(2021年8月1日 改定)
(2022年8月1日 改定)
(2023年5月9日 改定)